



114  
A 808  
1



松萩第十六號

一 報將「エミリヨアギナルド」ノ機文  
一 海戦公報附屬米西兩艦隊比較表  
右浪標第五號ニ依リ及進達候也  
明治二十一年七月七日 於澎湖島  
松島艦長 遠藤喜右郎

三通  
一通

海軍大臣侯爵西郷従道殿

(別紙二)

余カ総督指揮官トシテ設立セシ所ノ我共和政府ハ  
近日ノ内閣戦セサル可カラサルノ機ニ臨ミタリシニ聞ク  
カ如クシバ西國政府ハ猶其政柄維持ヲ欲スルカ爲メ



協商委員ナルモノヲ派遣セントス然レモ視ヨ日曩ニ  
締結セシ媾和條約ヲ見ヨ彼西國政府ハ信義ヲ  
破リ其條件ヲ履行セスレテ我輩ヲ誤レリ故ニ余  
ハ茲ニ敢言ス媾和條約ニ関シ今後何等ノ申込ヲ  
爲スコトアルモ確ク之ヲ容認セザルコトニ決心セリ且  
西國政府力行使スル所ノ多數ノ間諜ハ當カビテ市  
中ニ徘徊スルヲ以テ之カ取締ノ必要ヲ感シ余軍司  
令長官トシテ左ノ規定ヲ制ス

第一條 協商委員トシテ此地ニ來ル所ノ一個人又ハ  
軍人ニシテ國際公法ニ定ムル所ノ旗號ヲ攜帶  
セザルモノ及設令之ヲ攜帶スルモ其資格ヲ證  
明ス可キ辭令若クハ其他証明シ得可キ處ノ  
書類ヲ所持セザルモノハ間諜ト見做シテ銃殺

ノ刑ニ處ス可シ

第二條 前條ニ記載シタル所ノ任務ヲ帶フル比  
律賓人ハ國賊ト見做シテ絞罪ニ處シ國賊ト  
ルノ罪文ヲ明記シ二時間之ヲ刑場ニ揚ク可シ

第三條 我領土ニ住スル軍人又ハ一個人ニシテ敵軍  
ニ投シ軍事上ノ秘密ヲ洩キ又ハ我城寨ノ  
地圖ヲ敵ノ用ニ供シタルモノハ國賊ト見做シテ  
銃殺ノ刑ニ處ス可シ

一千八百九十八年五月二十四日

カビテニ於テ  
エシリヨ、アギナルド

(81 紙三)

嗚呼親愛ナル我同邦人ヨ余ハ茲ニ處テ諸君ニ

告ク余ハ曩キニドレドレ、アレハドレ、パテルノノ発  
議ニ係ル媾和條約ヲ承認シ當比律賓群島總  
督ト之ヲ締結シタリ其結果トシテ余カ旗下ニ  
屬スル所ノ軍隊ハ其武器ヲ抛ケ且之ヲ解散シ  
以テ爾后禍乱ノ復生起セサラレコトヲ欲シタルハ實  
ニ余カ國家ニ對シ福利ナリト信シタルニ由ル然ルニ  
西班牙政府ハ該條約中ノ或契件ヲ履行セザ  
リシカハ於是許すノ報復ハ不手ヲ抱キテ其兵器  
ノ抛擲ヲ肯ンセズ

夫レ媾和條約ハ締結后既ニ五ケ月ヲ經過シタリ  
然レモ西國政府ハ曾テ我邦土ノ爲メ要求セシト  
コロノ改革ヲ実行シ以テ我國ノ地位ヲ高ルル事  
夫ノ僅々二十年ニ克クサル間ニ於テ開化諸國ニ

比肩シ高モ遜色ナク殊ニ清國トノ戰爭ニ於テ  
ハ勇敢ナル氣象ト優猛ナル勢力トヲ表示シタ  
ル所ノ我隣邦ナル日本國ノ文明ニ追従セシムル  
ヲ欲セズ若カモ尚且之ヲ沮害セリ而シテ余ハ洞見  
セリ西國政府ハ遂ニ教軍蜂起ノ一要素ヲ除  
却スルノ力ナキ事ヲ(一元素ハ乃々僧侶放逸ノ  
ヲ指示ス)今ヤ有力ナル北米合衆國ハ我國國民  
ヲシテ自由ノ地位ヲ得セシメシカ爲メ義侠的ノ  
保護ヲ示シ来リタルニ依リ余再我高尚ナル希  
望ヲ達セシカ爲メ余一人ノ責任ヲ以テ茲ニ共和制  
度ヲ假設シ以テ有識ナル志士ト協議シ布告ヲ  
發シ斯群島ノ全軍總指揮權ヲ保有ス可シ若  
シ夫レ全群島領有セラレタルノ后ニ及ヒテ更ニ

憲法議會ヲ組織シ以テ大統領並ニ其内閣員  
ヲ任命シ以革命ナル共和政府ノ建設セラルニ至ル時  
ハ余ハ凡テ是等ノ全權ヲ棄テ、自ラ引退ス可シ

一千八百九十八年五月二十四日

於カビテ

エシリヨ、アギナルド

(別紙三)

眞心ナル自由國ノ一ニシテ我比律賓群島ノ如キ主  
治者ノ爲メニ抑壓サル、所ノ國民ヲシテ自由ヲ獲  
得セシメレコトヲ欲スル所ノ北米大合衆國ハ今テヤ  
吾人ニ向ツテ博愛義侠的ノ保護ヲ顯ハシ来  
シリ蓋シ吾人自ラ我比不幸ナル邦土ヲ統治スル  
ニ充分ナル進歩ノ地位ニ達シ自治ノ能力ヲ有ス

ルモノト見做シタレハナリ故ニ至強至大ナル全合衆  
國カ吾人ニ對シテ抱ク所ノ此高尚ナル觀念ニ反  
對セル強欲切盗ノ如キ各個人々ノ生命財産ニ及  
ボス所ノ行爲ハ凡テ之ヲ排斥セサル可カラサルノミ  
ナラズ戰爭中國際際間ノ葛藤ヲ避ケサル可カラ  
サルヲ以テ尤ノ通り規定ス

- 第一條 外國人ノ生命財産ハ凡テ之ヲ犯サレ可  
シ但支那人及吾人ニ向ツテ直接間接ニモ干尤  
ヲ執ラサル所ノ西國人モ亦此内ニ包含ス
- 第二條 武器ヲ捨テ降参シタル敵ノ生命財産  
ニ對シテモ亦危害ヲ加フルヲナカル可シ
- 第三條 各病院野戰病院及之ニ屬スル人員  
及物品ニ對シテモ亦危害ヲ加エサル可シ

但抵抗シタルモノハ此限りニアラス  
第四條 前三條ノ規定ニ違背シ殺人放火強  
盜劫盜及姦淫ノ罪ヲ犯シタルモノハ即決裁判  
ニ付シ銃殺ノ刑ニ處ス可シ

千八百九十八年五月二十四日

於カビテ

エミリオ、アギナルド

(お決四)

西班牙艦隊カビテ海戦ノ公報 原文西文

一千八百九十八年五月一日比律賓群島西班牙艦隊  
ト北米合衆國艦隊トカビテニ於ケル海戦概況  
三月中北米合衆國ハ保護巡洋艦三艘砲艦三艘  
ヲ香港ヨリ集合セシメ来群島海軍司令長官

モントホーハ西班牙國ト北米合衆國間ノ關係日ニ  
非ナルヲ見テ開戦ノ切迫セルヲ察シ三月二十六日電  
報ヲ以テ之ヲ在馬德里海軍大臣ニ通報シ且西  
國ノ海軍力ハ米國ニ比シ遙カニ劣等ナルヲ  
述ヘタリ

司令長官ハ馬尼刺灣口並ニスピック港ヲ防禦宗  
スルニ必要ナル萬般ノ處置ヲ施スニ勤メタルニ如何  
セン戦闘上尤モ有要ナル布設水雷欠乏ノ爲メ  
唯僅カニ少數ヲ布設シ得タルノミシテ到底防  
衛ノ目的ヲ達スルニ足ラズ  
米國艦隊ハ新ニ巡洋艦「バルチモア」ヲ掃ト高速  
力砲艦「マッカロック」ヲ加ヘ高香港ニ於テ英國  
汽船二隻ヲ購入シテ石炭彈藥及糧食ヲ塔  
五

載し四月二十一日宣戦せしタルヲ以テ準備ノ爲メ  
二十六日香港ヲ出テ二十九日マニラ灣ヲ抜錨セリ  
司令長官ハ敵艦隊ノ動静ヲ熟知スルカ故ニ艦  
砲ヲ以テカビテ砲塞及武庫ニ備フル少数ノ大砲  
ヲ掩護セシカ爲メ艦隊ヲカニヤカヲ灣ニ集メ以テ  
敵艦隊ノ未襲ヲ待ツニ決セリ蓋し如斯位置ヲ  
撰ヒタルハマニラ攻撃ヲセラルルヲ避ケシカ爲メナリ  
四月二十日午前十時於ケル西國艦隊ノ配列ヲ如し  
第一線旗艦巡洋艦「レイナ、クリスチナ」號ハ  
「カタルツペ」砲台(武庫)トブレタサレグライ間工  
線内深サハ「メートル」ノ処ニ於テ左舷ヲ東北ニ  
向ケ碇泊セリ  
巡洋艦「カスケーヤ」號ハ「クリスチナ」號トブレタ

サレグライ間深サハ「メートル」半ノ所ニ艦尾ヲ以テ  
碇泊セリ左舷ハ身量ノ漏水ノ爲メ運動スル  
能ハサリシ  
第二線ニ於テ巡洋艦「ドンホアン、ニアウストリヤ」  
號ハ右舷ヲ以テ碇泊セリ「ウヨア」號ハ豫備艦  
ナリシヲ以テ僅ニ大砲二門ヲ備エ居シリ  
西國艦隊中唯一ノ保護巡洋艦「イスラテ、クレーバ  
」號「イスラデルツ」號ノ二艦ハ双錨泊ヲナセリ  
小報知艦「マルケス、デル、ウエロ」號ハ艦首ヲ「カグ  
イテ」ニ向ケ碇泊し尚敵艦ノ水雷ニ對シ巡洋艦  
「クリステイナ」號及「カステイラ」號ヲ防衛セン  
カ爲メ適當ノ距離ニ砂ヲ塔載セル身量ノ「ライ  
ター」ヲ設置セリ

司令長官ハ五月一日午前三時ニ於テ米國艦隊ハ湾  
口砲台ト数發ノ砲彈ヲ交換シタル後單縱陣ヲ  
作り高速カヲ以テ夜半南水道ニ突入セリトノ報  
告ニ接セリ

午前四時戦闘ノ聲音ヲ吹奏シ將校以下皆戰  
闘ノ時機ヲ待テリ

午前五時少許前ニアツテ微カニ敵艦ノ影ヲ認メ  
五時ニ至テハ明カニジューウエーノ司令旗ヲ掲ケタル  
「オリシピア」號ヲ先頭トシ「バルケモア」號「ラシー」

號「ホストン」號及付屬砲艦「コンコルト」號「ベネ  
ジ」號「トリス」號(ベネ号トハ何艦ナルヤ詳)ノ七隻相續テ

單縱陣ヲ作り「マツクロー」號ヲ列外ニ置キ北面  
ヨリ南東ノ方向ニ進入シ来ルヲ發見セリ

「プリタサシ」グライン「レ」砲台ハ午前五時十五分ニ發砲  
シ「マニラ」砲台「クリスチ」號及其他ノ軍艦相續  
テ發砲シ米國艦隊ハ直ニ應砲シ之ヨリ西艦隊  
ノ砲戰激烈トナレリ

西國艦隊ヲ距ル六千「メートル」ニアリタル米國艦隊  
ハ距離ヲ短縮セシカ爲メ艦首ノ方向ヲ變シ来  
リテ後殆シト東西ノ一線ニ位置セリ

午前七時三十分巡洋艦「レーナ」クリスチ「レ」號ハ艦  
首ニ火災ヲ起シ之ヲ鎮火シ得タルモ四分間ノ後

敵ノ一彈ハ艦尾ノ彈庫及船匠倉庫ニ於テ破  
裂シ大火災ヲ起シ他ノ一彈ハ船器ヲ破壊セラレ

タルカ爲メ全艦ハ敵彈及敵ノ包圍ヲ避ケントセシ他  
ノ僚艦ト運動ヲ共ニセシモ停止スルノ止ムヲ得サル

ニ至レリ

巡洋艦「カステイラ」ヲ撃ハ全シク火災ヲ起セリ  
「ウストリヤ」ヲ撃ハ大破損ヲ蒙リシモ尚奮闘セリ  
初メヨリ膠沙シ居リタル老朽艦「ウヨア」ヲ僅カニ  
大砲一門ヲ以テ發砲ヲ繼續セリ  
「イストラデ、クレーバ」ヲ撃「ルツレ」ヲ撃及ヒ「マルケステルツゴ」  
ヲ撃ハ旗艦「クリステイナ」ヲ撃ノ掩護ヲ勉メタリ  
午前八時「クリステイナ」ヲ撃艦首ニ火災起リ益ニ  
猛烈ヲ極メ又艦尾ハ火焰ヲ以テ西復ハレタルニ因リ  
司令長官ハ同艦ヲ去リ幕僚ト共ニ「イストラデ、クレーバ」  
ヲ撃ニ移リテ司令旗ヲ掲ケ「クリステイナ」ヲ撃艦長「カ  
ダルソ」大佐ハ艦内ニ止マリテ退艦ヲ指揮セリ退艦ハ  
各艦及武庫ノ端舷及小蒸気艇ヲ以テセリ全艦

長及其左右ニ在リタルモノハ敵彈ニ南リテ戦死セリ  
西國艦隊ノ殘艦ヲ「バコール」灣ニ集メタルモ猶米  
國艦隊ノ砲撃ヲ受クルニ依リ司令長官ハ到底  
防戦シ能ハサル場合ニハ敵ノ捕獲ヲ避ケルカ爲メ沈  
没シム可キ命令ヲ下シ各艦ヲ沈没セシメタル後秩  
序ヲ守リ退艦セリ  
此殘酷不平等ナル戦闘ニ於テ西國艦隊ノ死傷  
者ヲ合セテ殆ト四百人ニ達セス而シテ「クリステイナ」  
ヲ撃ハ米國艦隊ノ集中砲撃スル所トナリタルカ  
爲メ死傷者ノ半数ハ實ニ同艦ニ屬セリ此不幸  
ナル結果ハ「モントホー」司令長官ノ豫期シ且ツ豫  
言スル所ニシテ司令長官ノ甚ダ優勢ナル敵艦  
隊ト戦闘ヲ敢テシタルハ畢竟西班牙国旗名



奉ヲ維持シ且ツ止ムヲ得サルニ出テタレナリ  
 参謀長 シオボルド ボアトー

西國艦隊

艦隊	艦名	排水量	実馬力	兵	器
無保護艦	レイナ	三五〇〇	三、九〇〇	一六番オトリヤ砲六門、五番里速射砲三門、三番ミリボルト六門、四番二ミリ砲二門、一ミリ二門	大口徑砲合計 六 小口徑砲合計 一五
全上	ドレ、ボアレ	一、一五〇	一、五〇〇	二番オトリヤ砲四門、四番三ミリ砲二門、三番二ミリ砲二門	大口徑砲合計 四 小口徑砲合計 一〇
保護砲艦	イスラテ、シールバ	一、一〇〇	一、六〇〇	一六番オトリヤ砲四門、五番里速射砲二門、三番ミリボルト二門、三番二ミリ砲一門、一ミリ一門	大口徑砲合計 四 小口徑砲合計 六
全上	イスラテ、ルソン	全上	全上	全上	大口徑砲合計 全 小口徑砲合計 全
無保護艦	カスチーヤ	三、二四〇	二、六〇〇	一五番オトリヤ砲四門、二番オトリヤ砲二門、八番三ミリ砲二門、七番二ミリ砲二門、五番一ミリ砲二門、四番一ミリ砲二門	大口徑砲合計 二 小口徑砲合計 四
合計	五隻	一〇、一〇〇	一一、二〇〇		大口徑砲合計 二四 小口徑砲合計 四二

米國艦隊

艦隊	艦名	排水量	実馬力	兵	器
保護砲艦	オリレヒヤ	五、八〇〇	一七、六三〇	八吋砲四門、五吋速射砲十門、六吋砲一四門、一吋砲六門、機関砲四門	大口徑砲合計 一四 小口徑砲合計 二四
全上	バルケモア	四、六〇〇	一〇、七五〇	八吋砲四門、六吋砲六門、六吋砲四門、三吋砲三門、一吋砲二門、機関砲六門	大口徑砲合計 一〇 小口徑砲合計 一四
全上	ボストン	三、一八〇	三、七八〇	八吋砲二門、六吋砲六門、六吋砲二門、三吋砲二門、一吋砲六門、機関砲六門	大口徑砲合計 八 小口徑砲合計 一二
全上	ラレー	三、一八〇	一〇、一〇〇	六吋砲門五吋速射砲一門、六吋砲八門、一吋砲四門、機関砲三門	大口徑砲合計 一 小口徑砲合計 四

保護砲艦	コレコルト	一、七〇〇	三、五〇〇	六吋砲六門 六吋砲三門 三吋砲二門 一吋砲一門 機關砲四門	六	九	一七	一七〇
全	上	ペレネ	一、二六〇	一、六〇〇	一。珊瑚砲八門 六吋砲六門 一吋砲三門 機關砲二門	八	一〇	一五一五〇
全	上	ヘトレル	八九〇	一、五〇〇	六吋砲四門 三吋砲二門 一吋砲一門 機關砲四門	四	七	一三〇〇
全	上	マクック	一、〇〇〇	一、五〇〇	六吋砲四門 三吋砲四門 機關砲四門	四	八	一四〇〇
合計	八隻		三、四〇〇	四、九二九		六五	九八	一七五〇

備考

一、コイスラデ、クレーバ、コイスラデ、ルソン、ス、海軍軍艦表  
 二、巡洋艦トシアレ、其實一尋砲艦ニ過キス  
 三、米艦乗員ハ其概要ヲ示シタルニ過キス  
 参考長、シオボルド、ボアト、手書